

2025年度 佐賀県推薦入学 出願資格・選抜方法

2025年度入学者選抜概要

出願資格 出願要件 (全学部)		(1) 高等学校若しくは中等教育学校を2025年3月卒業見込みの者 (2) 特別支援学校の高等部を2025年3月卒業見込みの者 (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を2025年3月修了見込みの者 (4) 高等学校長(※)が責任をもって推薦できる者で、合格した場合は確実に入学できる者 ※ 高等学校長とは上記1)～(3)の学校長を示す											
医学部	医学科	佐賀県 推薦入学	10	6-8	(1) 佐賀県が責任をもって推薦できる者(佐賀県による第一次選考合格者) (2) 病める人の気持ちができるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、佐賀県内での医療活動に従事し、 県民の健康と福祉の増進に寄与する医師となることを目指す者 (3) 高等学校を2025年3月に卒業見込みの者若しくは2022年4月以降に卒業を認められた者、又は、高等専門学校第3学年を 2025年3月修了見込みの者若しくは2022年4月以降に修了した者で、いずれも高等学校等 における調査書の学習成績概評がA段階に属する者(高等学校には、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む) (4) 最終合格者は、必ず佐賀大学医学部に入学し、入学後は、「佐賀県医師修学資金」の貸与を6年間受けること及びキャリア形成プログラム (佐賀県が策定した医療法(昭和23年法律第205号)第30条の23第2項第1号に規定する計画)に同意することを確認できる者 (5) 大学卒業後は、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムに基づき、①高度急性期機能の需要増加に対処するため の医師(内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科)、②総合的な診療能力を有する医師(総合内科及び 総合診療科)等として佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを確約できる者	調査書、所信書、 確約書	1次	佐賀県による選考	10/15 ～10/25	11/9・10	11/12	・佐賀県在住者だけでなく、日本国内の居住者を対象とする ・第1次選考については佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室に問い合わせ	
						佐賀県からの 推薦書	2次	大学入学共通テスト、 小論文、面接	11/13 ～11/18	11/23	2/12	・佐賀県が行う第1次選考を経て、佐賀県の推薦により佐賀大学医学部による 第2次選考を受験する資格を得た者	

*旧教育課程履修者に対する経過措置については大学入学者選抜要項で確認